

特定非営利活動法人高知ダルク 倫理規程

(基本的人権の尊重)

第1条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

(法令等の遵守)

第2条 この法人は、関連法令、この法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 この法人は、反社会的勢力との取引を一切行ってはならない。

(私的利益追求の禁止)

第3条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用してはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第4条 この法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

2 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第5条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会からの理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重に十分配慮しなければならない。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則 この規程は、令和 5 年 1 月 28 日から施行する。